

# 第2次下関市住民自治による まちづくり推進計画

下関市

## 目次

<b>第1章 計画の策定に当たって</b> .....	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の期間	
<b>第2章 基本方針</b> .....	3
1. 基本理念	
2. 住民自治によるまちづくりの必要性	
3. 市民参加の促進	
<b>第3章 第1次計画の取組と評価</b> .....	5
1. 第1次計画における推進内容	
2. 第1次計画の成果と課題	
<b>第4章 計画の基本施策</b> .....	10
1. 計画における基本施策の柱	
2. 基本施策の体系	
<b>第5章 計画における具体的な取組</b> .....	12
基本施策1 まちづくり協議会への活動支援 .....	12
基本施策2 まちづくり協議会への財政支援 .....	15
基本施策3 市民理解と市民参加の促進 .....	16
<b>第6章 計画の進行管理</b> .....	18
<b>資料編</b>	

## 第1章 計画の策定に当たって

### 1. 計画策定の趣旨

本市では、平成26年9月に「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」を制定し、まちづくり協議会の設立及び市の支援に関して必要な事項を定めることにより、人と人のつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりを推進してきました。

また、この条例に基づき、市民と行政が連携、協働しながら特色ある地域づくりを推進し、市民が主体となって自主的に活動するまちづくり協議会の設立と、その活動を支援するため、平成27年1月に「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」(以下、「第1次計画」という。)を策定し、令和2年3月までの5年間にわたり取組を進めてきたところです。

この間、市内全17地区でまちづくり協議会が設立され、それぞれの地区で、住民が主体となったまちづくりの取組が展開されています。

この住民主体のまちづくりの構築を推進するため、今後は、第1次計画で掲げた基本理念を踏襲しながら、市民の積極的な参加を促進し、まちづくり活動を行う各地区のまちづくり協議会が更に発展していくことが望まれます。

この度、住民主体のまちづくり活動の継続による、「住民自治によるまちづくり」の確立を目指すため、「第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画」を策定することとします。

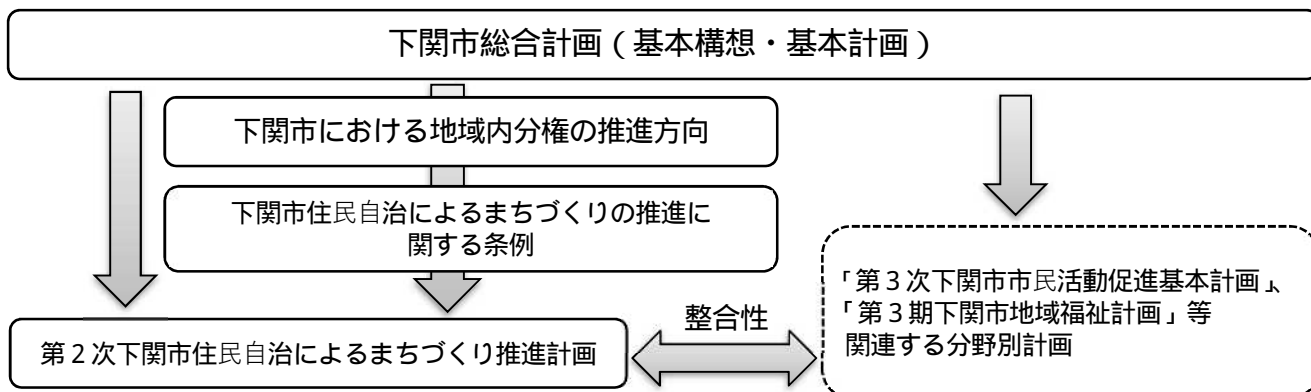
### 2. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である下関市総合計画(基本構想・基本計画)に基づいた分野別計画として、地域の力を活かした本市の「住民自治によるまちづくり」を総合的に推進するための計画です。

また、本計画の各施策については、「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」を根拠として取り組んでいきます。

なお、住民自治によるまちづくりを推進するに当たって、関連する分野別計画である「第3次下関市市民活動促進基本計画」、「第3期下関市地域福祉計画」等との整合性を図っていきます。

【計画の位置づけ（イメージ）】



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。なお、取組の進捗状況等を踏まえ、期間内においても必要に応じて見直しを行います。

令和7年度以降については、それまでの間の支援策の効果や住民が主体となっ て行うまちづくり活動の状況に鑑み、次期計画を策定します。

【計画期間】

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
計 画	第1次下関市総合計画			第2次下関市総合計画										
				第1次下関市住民自治によるまちづくり推進計画				第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画						
	第2次下関市市民活動促進基本計画				第3次下関市市民活動促進基本計画									
		第2期下関市地域福祉計画					第3期下関市地域福祉計画							

## 第2章 基本方針

### 1. 基本理念

地域のまちづくりを担うのは人であり、人と人のつながりを大切にしたり、地域の力が発揮できるまちづくりの推進を基本理念に、自然がもたらす豊かな恵み、先人たちが培ってきた歴史や文化などの多様性に富んだ下関市の個性を活かし、魅力ある「元気な下関」の実現を目指します。

市民と行政がお互いの立場を認め合い、様々な場面で協働する仕組みづくりや、特色ある地域づくりのために、市民が自主的に活動するまちづくり協議会を積極的に支援し、地域の特性に応じた市民主体のまちづくりの構築を目指します。

#### 下関市のまちづくりの基本理念・将来像(第2次下関市総合計画)

まちの誇りと自然の恵みを未来へつなぐ 輝き海峡都市・しものせき

第1章 魅力あふれる人・文化を育み、いきいきと交流するまち

第2章 多彩な人が輝き、活力ある産業が振興するまち

第3章 みんながともに学び、ともに楽しむ、人を育てるまち

第4章 美しく潤いのある自然やまちなみと人が共生するまち

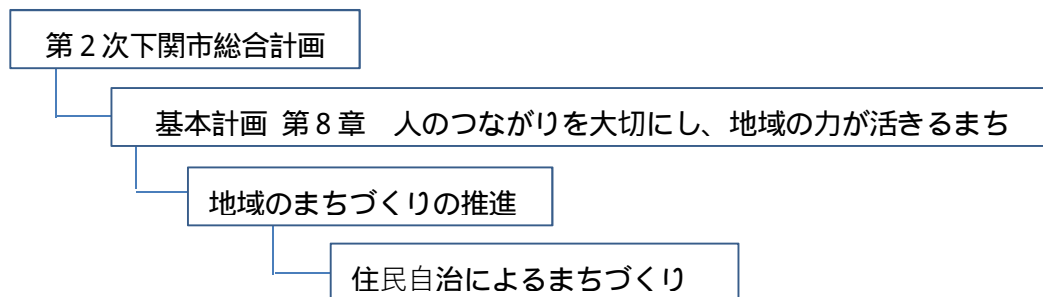
第5章 効率的で活動しやすい都市機能を備えるまち

第6章 誰もが安全で安心して暮らせるまち

第7章 人と人とが支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち

第8章 人のつながりを大切に、地域の力が活きるまち

#### 【第2次下関市総合計画の構成】



## 2. 住民自治によるまちづくりの必要性

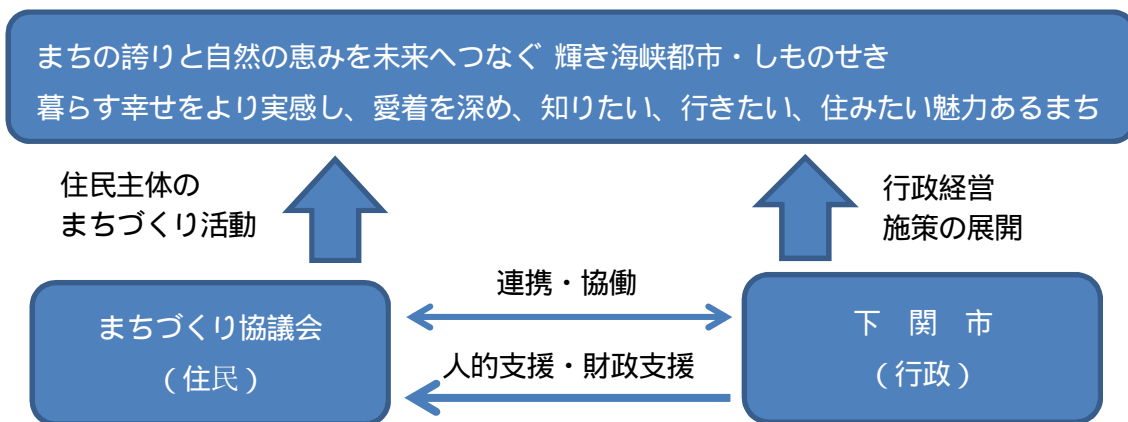
市民が誇りある「ふるさと下関」で暮らす幸せをより実感し、愛着を深め、知りたい、行きたい、住みたい魅力あるまちを実現するため、第2次下関市総合計画では、まちづくりの基本理念として「まちの誇りと自然の恵みを未来へつなぐ輝き海峡都市・しものせき」を掲げています。

この実現のために必要不可欠なのが、まちの主役である市民一人ひとりが輝けるような環境づくりです。

そのため、本市では、各地区まちづくり協議会を、市民と行政が協働し、市民が主体的に様々な活動を展開するための場ととらえ、市民が自主的に地域の特性を活かした活動を推進するまちづくり協議会を、積極的に支援します。

市民が、地域の自然や人々との交流を土台として自らの夢を実現し、身近な生活の中で豊かさや幸福を実感することは、市民のまちに対する誇りを高め、本市の豊かな自然環境や歴史遺産を次世代へと引き継いでいくことにもつながります。

下関市は、今後、まちづくり協議会が、「市民が実現したい希望のまちを、自らの手でかなえていくための舞台」として発展することを目的として、本計画に定める施策を実施していきます。



## 3. 市民参加の促進

住民自治によるまちづくりは、市民と行政が共にその必要性や仕組みを正しく理解し、互いに協働しながら進めていく必要があります。

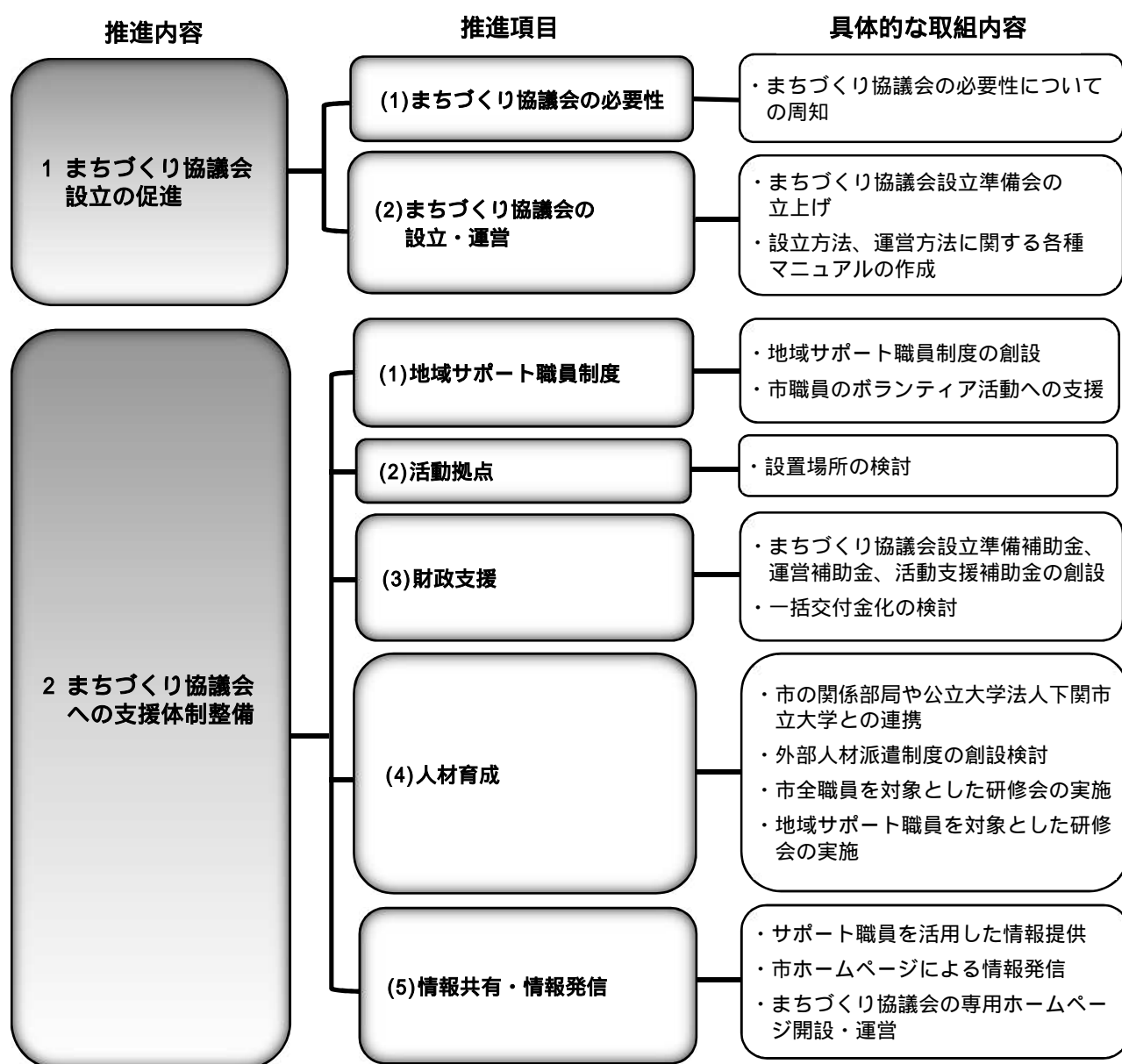
下関市は、市民へのまちづくり協議会の意義、必要性の周知及び住民主体のまちづくり活動への積極的な参加を促進するため、市ホームページやSNS等を活用したPR活動を推し進めるとともに、市職員自らが率先して、自主的にまちづくり活動へ参加するよう職員の意識改革を進めていきます。

## 第3章 第1次計画の取組と評価

### 1. 第1次計画における推進内容

第1次計画では、「住民自治によるまちづくり」の必要性について市民の皆さんに理解していただくことや、各地区でのまちづくり協議会の設立のための支援を主な取組として推進してきました。

#### 【第1次計画における推進内容】



## 2. 第1次計画の成果と課題

第1次計画に基づき進めてきた各施策についての取組の成果と課題は次のとおりです。

### 推進内容1 まちづくり協議会設立の促進

#### 推進項目(1) まちづくり協議会の必要性

##### 成果

まちづくり協議会の設立を前に、各地区で開催した「まちづくり集会」や、まちづくり協議会による、地域の力を生かした着実な取組により、市民の皆さんから「住民自治によるまちづくり」の必要性についての一定の認知が得られました。

今後も、より多くの市民が地域のまちづくりに関心を持ち、積極的にまちづくり協議会の運営・活動に関われるよう、市民理解と市民参加の促進を図っていくことが必要です。

##### 課題

- ・市民理解と市民参加の促進

#### 推進項目(2) まちづくり協議会の設立・運営

##### 成果

まちづくり協議会設立準備会の立上げを経て、平成28年12月には、市内全17地区において、まちづくり協議会が設立されました。組織の設立・運営に当たっては、設立方法や運営方法について具体的に示す各種マニュアルを作成し、随時見直しを行っています。

また、会計事務処理等についての指導、助言及び相談を行う「税理士相談制度」を創設し、全地区へ税理士を配置しました。

現在では、各地区まちづくり協議会において、地域の将来像や目的を実現するための中長期的な指針となる「まちづくり計画」の策定が進んでいます。

##### 課題

- ・市への申請、報告事務や会計事務など各種事務局業務の負担軽減と効率化
- ・役員の負担解消
- ・地域の既存団体や外部組織との連携強化
- ・全地区におけるまちづくり計画の策定と必要に応じた見直し



## 推進内容 2 まちづくり協議会への支援体制整備

### 推進項目（１）地域サポート職員制度

#### 成果

まちづくり協議会の運営や活動を、市職員が支援する「地域サポート職員制度」を創設し、地域と行政とを結ぶパイプ役として、全地区へ配置しました。

また、まちづくり活動に関心のある市職員を募り、ボランティアを求める協議会と職員とをつなぐ「ボランティア職員制度」を創設しました。ただ、協議会側と職員側の希望する活動内容が一致しないなど課題も多く、制度の見直しの検討が必要です。

#### 課題

- ・地域サポート職員の協議会への助言や情報提供体制の充実と、それに伴う適正な職員配置体制の整備検討
- ・「ボランティア職員制度」の見直し

### 推進項目（２）活動拠点

#### 成果

市内全 17 地区まちづくり協議会の設立にあわせ、全地区に事務局を開設しました。現在は、学校や公民館といった公共施設の一部を利用しています。

#### 課題

- ・事務局の環境改善
- ・地域に開かれた、まちづくり活動の拠点となる場の創出

### 推進項目（３）財政支援

#### 成果

まちづくり協議会を対象とした 3 つの補助金制度を創設しました。【～平成 28 年度】

## 【補助金制度】(～平成 28 年度)

「まちづくり協議会設立準備補助金」

...まちづくり協議会の設立に向けた取組に対する支援

「まちづくり協議会運営補助金」

...まちづくり協議会の安定した運営のための取組に対する支援

「まちづくり協議会活動支援補助金」

...まちづくり協議会が行う地域活性化等のための活動に対する支援

その後、まちづくり協議会の活動の自由度を高めるため、平成 29 年度に、運営補助金と活動支援補助金を一括交付金化し、「まちづくり交付金制度」へ制度改正を行いました。また、交付金制度を随時見直し、財政支援の適正化を行っています。

平成 30 年度からは、地域の課題や活性化にしっかりと向き合い、創意工夫のもと知恵を出し合って取り組もうとしているまちづくり協議会に対して交付金を加算する「地域力アップ事業」(インセンティブ制度)を実施しています。

### 課題

- ・ 安定的、継続的な財政支援
- ・ 交付金の使途に関する適正化の検討

## 推進項目(4) 人材育成

### 成果

まちづくり協議会からの講演会や研修会の開催要望を受けて、市が確保した予算の中から講師を各協議会へ派遣する「外部人材派遣制度」を新設しました。現在では、まちづくり協議会が交付金を活用し、各地区のニーズに応じた講演会等を開催する流れが根付いてきたため、この制度については、第 1 次計画の期間終了をもって、発展的に解消します。

一方、まちづくり協議会への人材育成支援として、ホームページの作成や SNS を活用した広報活動に関する研修会等を開催しました。

また、市職員への「住民自治によるまちづくり」に対する意識改革のための取組として、全市職員を対象とした研修会を実施しました。

課題

- ・ 地区内の人材発掘と人材育成支援の強化
- ・ 市職員の意識改革とまちづくり活動への参加

## 推進項目（５）情報共有・情報発信

### 成果

市報や市のホームページを利用し、まちづくり協議会の活動についての情報発信を行いました。平成29年度からは、年度ごとに「下関市まちづくり協議会活動事例集」を発行し、各地区の特色あるまちづくり活動を市内外に発信しています。

また、まちづくり協議会相互の情報共有の場の創出のため、主に役員を対象としたネットワーク会議や事務局意見交換会を開催しています。

さらに、まちづくり協議会においては、各地区が会報の発行や専用ホームページを開設し、自主的な情報発信を行っています。

課題

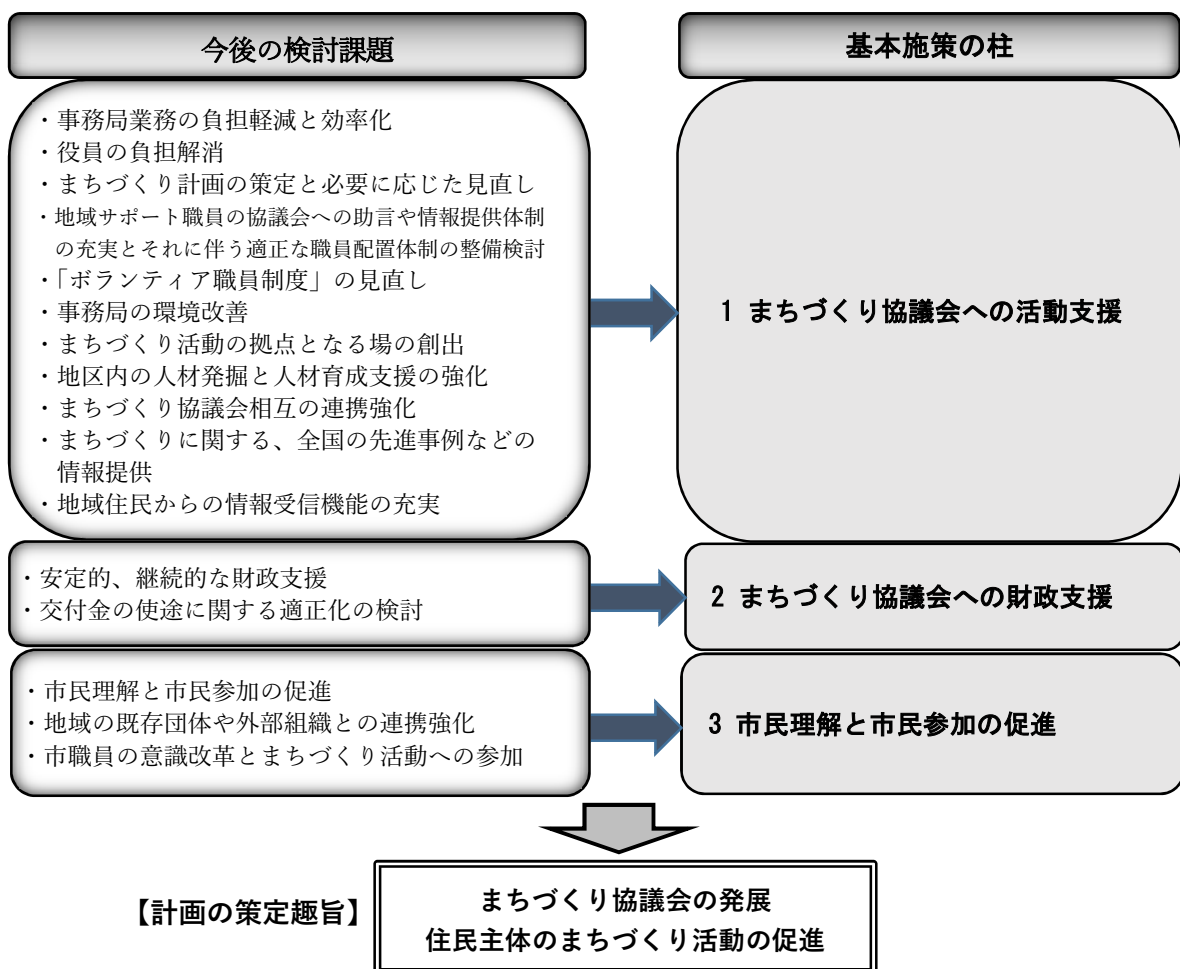
- ・ まちづくり協議会相互の連携強化
- ・ まちづくりに関する、全国の先進事例などの情報提供
- ・ 地域住民からの情報受信機能の充実

## 第4章 計画の基本施策

### 1. 計画における基本施策の柱

計画の策定に当たり、現在、本市が直面している様々な課題と、第1次計画における取組内容の検証により、今後の検討課題と将来像を導き出し、その実現のための基本施策を3つの柱として整理しました。これにより、本計画の策定趣旨である「まちづくり協議会の更なる発展」と「住民主体のまちづくり活動の促進」の実現を目指します。

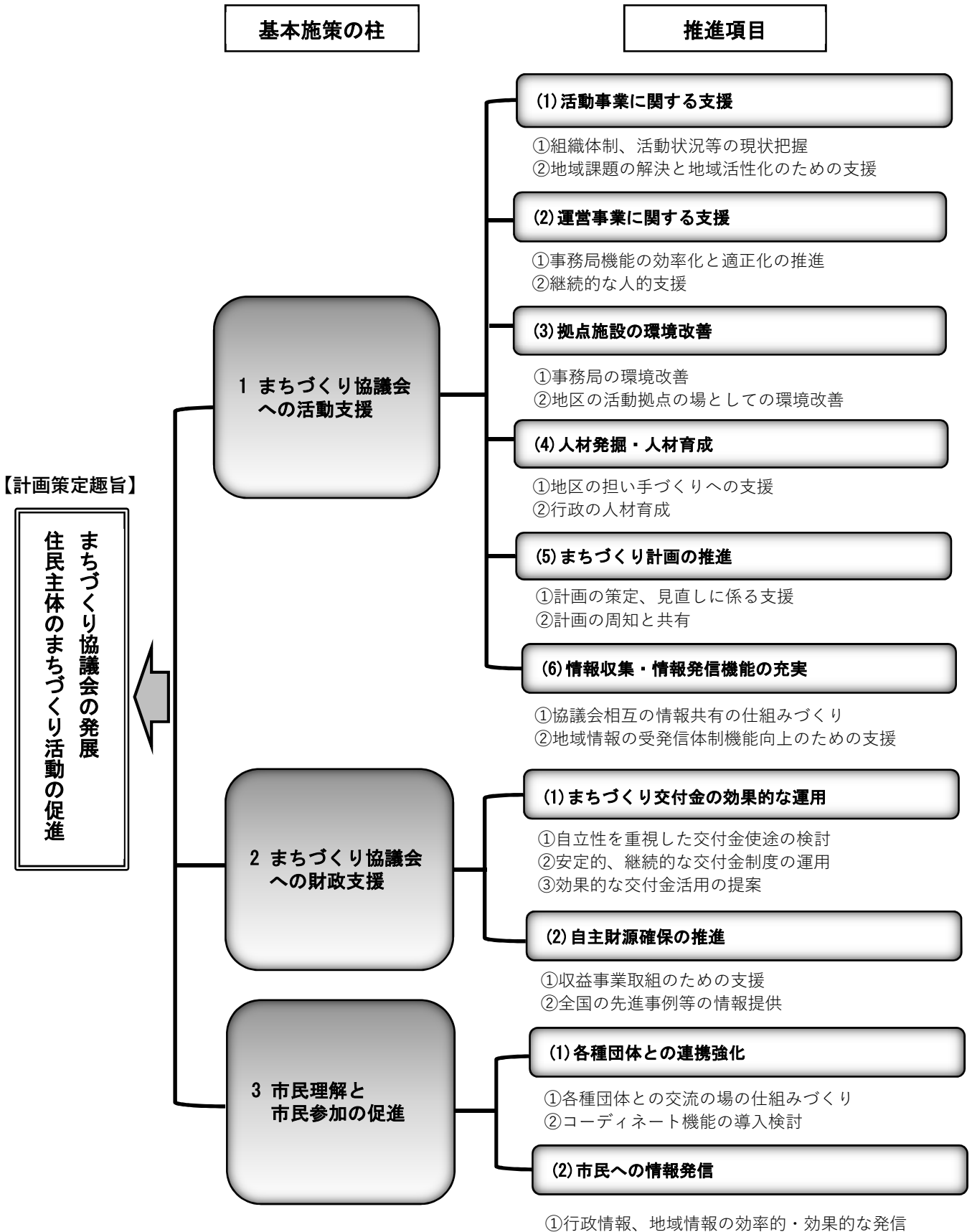
#### 【計画における基本施策】



### 2. 基本施策の体系

さらに、基本施策の3つの柱を次のとおり体系づけ、行政が中心となって取り組むべき推進項目を定めました。

## 【基本施策の体系】



## 第5章 計画における具体的な取組

### 基本施策1 まちづくり協議会への活動支援

#### 推進項目(1) 活動事業に関する支援

##### 組織体制、活動状況等の現状把握

まちづくり協議会の活動においては、住民を主体とした自主的な活動が大前提ですが、地域と行政が連携、協働し、まちづくりを進める上では、各協議会の組織体制や活動状況等の十分な把握は欠かせません。

現在、多くの協議会が部会制を採用していますが、一部の協議会では、これまでの取組の中で、部会運営の行き詰まりによる部会長の負担増加や、各部会活動を把握し取りまとめる事務局の負担増加といった課題が顕在化しています。今後は、支部制の採用や部会の統廃合等を含め、各協議会が地域の現状と特性に合った組織となるよう、協議会と協力しながら、組織体制の整備に取り組んでいきます。

また、まちづくり協議会の地区設定は、「原則1中学校区につき1協議会」ですが、現在、5つの協議会が「2中学校区を1地区」に設定しています。これらの協議会からは、「地域が広すぎる」、「地域によって文化が異なる」などといった声が聞かれることもあり、より充実した活動のため、現在の地区設定についても十分な検証が必要と考えます。

##### 地域課題の解決と地域活性化のための支援

各地域は、それぞれ独自の文化や特色をもっており、住民のニーズや活動への取り組み方も様々です。地域の特徴を生かしたお宝の発掘、地域の強みや弱みの洗い出し等に必要なワークショップやフィールドワークの実施を支援し、活動事業の充実を図ります。

#### 推進項目(2) 運営事業に関する支援

##### 事務局機能の効率化と適正化の推進

協議会組織を運営する上で、事務局の担う役割は非常に重要です。これについては、各種マニュアルの随時見直しにより、事務の効率化と適正化を図ります。また、事務担当者のスキルアップを支援するため、分野別の研修会等を実施します。

#### 継続的な人的支援

「税理士相談制度」と「地域サポート職員制度」による人的支援を、引き続き実施します。

従来地域サポート職員の重点的な役割は、行政と地域とをつなぐパイプ役でした。今後は、協議会が主体的に実施する活動に対し、より総合的な支援を行うため、協議会と市、または各種団体をつなぐ伴走者としての役割を果たすことを目指します。

市民や協議会の中に、まちづくりのために「実現したいこと」が生じた際に、行政や各種団体から得られる支援や、そのために必要な手続きの方法などについて、協議会の要請に応えながら、積極的に助言・支援を行います。

### 推進項目（３）拠点施設的环境改善

#### 事務局の環境改善

現在、まちづくり協議会の事務局として、公共施設内の一部を確保していますが、その多くは、協議会を支える事務局の環境として、十分なものであるとは言えません。まちづくり協議会の意見を聴取しながら、環境改善を検討します。

#### 地区の活動拠点の場としての環境改善

まちづくり活動や地域の交流を更に促進していくためには、様々な団体や住民が利用できる、開かれた場の創出が求められます。引き続き、まちづくり協議会が定期的に協議する場、活動する場所として、また地区の誰もが気軽に集え、地域情報を入手することができる場としての活動拠点の環境改善を検討します。

### 推進項目（４）人材発掘・人材育成

#### 地区の担い手づくりへの支援

まちづくり協議会が、その活動を継続的、発展的に進めていくためには、事業活動に従事する人材の発掘や、次世代の役員、構成員の育成が必要です。現在、市民に対する協議会及び協議会活動についての周知不足、協議会運営に係る具体的な業務についての情報不足などにより、多くの協議会で担い手が不足しています。今後は、まちづくり協議会の必要性やその活動を十分に理解、共感してもらえようアピールすると共に、まちづくり協議会との協働による研修会等を実施し、地域に埋もれている人材の発掘や、後継者の育成を図ります。

#### 行政の人材育成

地域と行政とが連携を図り、魅力あるまちづくりを実現する仕組みづくりには、地域サポート職員による、まちづくり協議会のニーズに沿ったサポートに加え、市職員がまちづくりの視点を持って、自発的に活動に関わるための仕組みづくりが必要です。

市職員一人ひとりが、地域住民のひとりとして、自身が拠点とする地域をより良いものにするという意識を持ち、まちづくり活動に参加することは、職員自らの生活に潤いをもたらすことにもつながります。また、福祉の充実を実現し、市民と下関市のために幸せな生活の舞台を創出、支援するという、市職員の主たる業務のための知識や経験を得る、貴重な機会ともなり得ます。

地域とともにまちづくり活動に関わることの重要性を十分に理解し、まちづくり協議会の活動内容とその思いに共感できるよう、協議会活動を見せ、聞かせる取組を行っていきます。

### 推進項目（５）まちづくり計画の推進

#### 計画の策定、見直しにかかる支援

地域の将来像や目標を定め、その実現に向けて策定する「まちづくり計画」を、本計画期間中に全１７地区において策定できるよう、地域サポート職員を中心に、必要な支援を積極的に行います。また、策定されたまちづくり計画に対する見直し作業を推進し、適切な情報提供や助言を行います。

#### 計画の周知と共有

市のホームページや SNS 等を活用し、各地区で策定された「まちづくり計画」を地区内及び地区外へ積極的に発信することにより、計画内容を周知・共有し、計画の実現を推進します。

### 推進項目（６）情報収集・情報発信機能の充実

#### 協議会相互の情報共有の仕組みづくり

地域による住民のニーズや活動への取り組み方は様々ですが、地区間の情報共有や部会、事業単位での交流が促進されることで、効果的な事業展開やお互いの意識高揚が期待されます。事務局による意見交換会や部会長会議等を通じた情報交換の場を創出し、各協議会のまちづくり活動の活性化を支援します。



#### 地域情報の受発信体制機能向上のための支援

市民と地域と行政が協働してまちづくりを進めるためには、相互の情報共有と効果的な情報発信が不可欠です。ネットワーク会議や意見交換会等を活用し、情報共有の場を積極的に設けます。また、まちづくり協議会が、各種媒体を通じて活動状況を効果的に情報発信するための支援、効率的に住民のニーズを拾い上げるための方策についても検討します。

## 基本施策2 まちづくり協議会への財政支援

### 推進項目(1) まちづくり交付金の効果的な運用

#### 自立性を重視した交付金使途の検討

まちづくり交付金に関する使途については、現在、「柔軟な運営や新規事業の取組が難しい」、「会計処理が煩雑である」といった意見が多く上がっています。限られた予算の中で、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりを進めるためには、各地区で、より柔軟な活動を行える仕組みが必要不可欠です。交付金の財源が税金であるということを前提にしながら、市民が主体となり、自主的に地域課題の解決と地域の活性化を目指すという、まちづくり協議会ならではの活動が十分に展開できるよう、交付金の運用について検討します。

#### 安定的、継続的な交付金制度の運用

まちづくり協議会が、地域に密着した活動を安定的に続けられるよう、まちづくり交付金制度の安定的、継続的な運用を図ります。

#### 効果的な交付金活用の提案

まちづくり協議会が自らの活動を振り返り、その効果や課題を検証する「活動評価制度」の導入を検討します。これにより、協議会が交付金額と活動内容の費用対効果について考え、次の活動につなげる機会を創出します。また、協議会同士が、共通したまちづくりの姿、課題を共有し、同じ目標の達成に向けて取組を進める仕組みづくりについても検討します。

### 推進項目(2) 自主財源確保の推進

#### 収益事業取組のための支援

現在、まちづくり協議会の財源のほぼ全額が、まちづくり交付金によるものです。今後ますますまちづくり協議会の活動の拡大、充実が期待され

る中、効果的なまちづくり活動を継続していくためには、各地区による自主財源の確保を視野に入れる必要があります。新たな収益事業に取り組むためには、様々な専門知識と行政による多面的な支援、そして、収益事業が行えるだけの組織づくりのための期間も必要になります。市の支援策としては、収益事業の発掘や会計処理に関する基本的な研修会の開催、複数地区合同のワーキンググループの設置などが想定されます。

#### 全国の先進事例等の情報提供

市内他地区又は全国の自治体等において実施されている収益事業や、行政または、各種団体が実施する補助制度に関する情報を積極的に提供するなど、まちづくり協議会の自主財源の確保のための取組に対し支援を行います。

### 基本施策3 市民理解と市民参加の促進

#### 推進項目(1) 各種団体との連携強化

##### 各種団体との交流の場の仕組みづくり

地域では、自治会をはじめ、婦人会や子ども会、学校・社会教育、環境保全、健康福祉、交通安全、産業、文化・スポーツ、防災・防犯といった多様な団体がそれぞれの立場から地域課題解決のための取組を進めてきました。地域のまちづくり計画の実現のためには、関連団体が目的を共有し、各自の特性と得意分野を生かした活動を展開する必要があります。しかしながら、現在、地域の団体数の把握や各団体の活動状況など、その実態については、行政においてもすべてを把握していないのが実状です。地域団体の実態を把握し、情報提供とネットワーク化を行うことで、団体間の連携強化を推進します。

##### コーディネート機能の導入検討

今後、まちづくり協議会が多様で、より効果的なまちづくり活動を展開するに当たって、各地区の実情や希望を聴取しながら、協議会と地区内の団体の活動の連絡調整役としての地域コーディネート機能の導入について検討します。

## 推進項目（２）市民への情報発信

行政情報、地域情報の効率的・効果的な発信

市民への行政情報・地域情報の効果的な発信については、引き続き、市報やホームページによる適切な情報公開を行います。また、SNS等新たな情報発信手段を積極的に活用していきます。

## 第6章 計画の進行管理

---

本計画の計画期間は5年間ですが、関連計画等との十分な調整と連携を図りながら、定期的に事業の評価・検証を実施し、必要に応じた見直しを行います。

計画の進行管理に当たっては、施策達成のための具体的な取組内容や進捗状況等について、客観的に評価できる仕組みづくりを進め、計画の着実な推進を図ります。また、まちづくり協議会ネットワーク会議等において取組状況を報告し、まちづくり協議会からの評価・検証を受けながら、施策・事業の進め方や計画の見直しに反映させていきます。